○法務省告示第百九十五号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） ［一～十二　略］ 十三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項	**別表第一**（第一条関係） ［一～十二　同上］ 十三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項又は第二十六条第一項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

○法務省告示第百九十六号

山梨県甲府市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

山梨県東八代郡右左口村三百九十六番戸　五味半治郎

○法務省告示第百九十七号

大阪市平野区役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

大阪市東住吉区平野流町六十三番地　安藤　弘

○法務省告示第百九十八号

鹿児島市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

鹿児島市下福元町六千九百十九番地　別府　三次

○法務省告示第百九十九号

広島県安芸郡府中町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

広島県安芸郡府中町五千百三十七番地　藤川　二三

○法務省告示第二百号

大阪市北区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

大阪市北区曽根崎上一丁目六十番地　藤田　義彦

○法務省告示第二百一号

静岡県島田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

静岡県志太郡笹間村笹間上二千四百八十七番地　山本　久次

○法務省告示第二百二号

さいたま市岩槻区役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成三十年七月六日

法務大臣　上川　陽子

埼玉県岩槻市本町二丁目二千百九十六番地　中島　正志

○文化庁告示第六十七号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成三十年六月二十六日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成三十年七月六日

文化庁長官　宮田　亮平

音声訳ボランティアグループ　みずきの会

○厚生労働省告示第二百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月八日から適用する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一～十二　（略） 十三　アルミノプロフェン 十四～二百六十五　（略） （略）	**別表第三** 無機薬品及び有機薬品 一～十二　（略） （新設） 十三～二百六十四　（略） （略）

○厚生労働省告示第二百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月八日から適用する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
無機薬品及び有機薬品 一～四　（略） 五　アルミノプロフェン 六～五十三　（略）	無機薬品及び有機薬品 一～四　（略） （新設） 五～五十二　（略）

○厚生労働省告示第二百六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月八日から適用する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信